

税理士会麹町支部には

相互扶助制度

があります



※税理士ご本人……

* 事務所の後継者が決まらない！

※事務所の事務員、家族……

* 先生が長期療養で税理士業務に支障が！

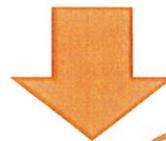
* 不慮の事故で税理士業務に支障が！

* 万一のことがあったらどうしよう！

* 税務書類の作成は「税理士資格のある人」しかできません

* 事務所の先生の指示を得ないで税務書類を作成できません

* 税理士は自己が作成しない税務書類に署名・押印してはいけません



困ったら税理士会支部へ！

東京税理士会麹町支部

千代田区九段北1-3-6 セーキビル3階

電話;03-3264-0049

FAX;03-3237-1569

Eメール;info@tz-koji.jp

税理士会麴町支部には

お祝・お見舞いなどの慶弔規定

があります



支部慶弔規程・別表(抜粋)

(平成24年3月22日制定)

号	種類	贈呈基準等	贈呈金額
1	結婚祝金	税理士会員の結婚	30,000円
2	長寿祝金	税理士会員が77歳に達したとき(支部在籍通算年数満5年以上の会員に限る。)	30,000円
3	弔慰金	(1) 税理士会員及びその家族の死亡 イ 本人 (イ) 支部在籍通算 満5年未満 (ロ) 同上 満10年未満 (ハ) 同上 満20年未満 (ニ) 同上 満20年以上 ロ 配偶者 ハ 父母、同居の子及び義父母 (2) 準会員の死亡 (3) 上記のほか、それぞれの場合に生花又は花環1基を供える。	50,000円 100,000円 150,000円 200,000円 30,000円 10,000円 30,000円 時価
4	傷病見舞金	税理士会員の傷病による入院等(1月以上の入院又はこれに相当する加療の場合) なお、同一者への見舞金贈呈は1回限りとする。ただし、幹事会の議決により再贈呈できるものとする。	30,000円
5	廃業慰労金	税理士会員が業務廃止により支部に所属しなくなった場合(支部在籍継続年数満15年を超える会員に限る。) ただし、第2号「長寿祝金」の受贈者は除く。	30,000円
6	災害見舞金	税理士会員の自宅及び会員の事務所が火災又は風水害等で損害を受けたとき (1) 全焼、全損(10分の5以上) イ 自己所有の自宅又は事務所 (自宅及び事務所が同一の場合は自宅のみとする。以下同じ。) ロ 賃借の自宅又は事務所 (2) 半焼、半損(10分の2以上) イ 自己所有の自宅又は事務所 ロ 賃借の自宅又は事務所	50,000円 20,000円 30,000円 10,000円

給付の事由が生じた翌日から3か月以内に申請願います。
ご不明な点は、支部事務局へお問合せください。

